

藤井寺市柏原市学校給食組合職員き章及び職員証規則

昭和 54 年 10 月 1 日
規 則 第 2 号

改正

平成 29 年 7 月 28 日 規則第 8 号

令和 5 年 3 月 31 日 規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 藤井寺市柏原市学校給食組合職員き章及び職員証は本組合の職員であることを明らかにし、併せて市民の奉仕者である象徴として職員が、はい用携帯するものとする。

(様式)

第 2 条 本組合の職員き章及び職員証は、別記のとおりとする。

(携帯等)

第 3 条 職員き章及び職員証は、全ての服務中及び通勤の途次必ずこれはい用若しくは携帯しなければならない。ただし、次に掲げる者はこの限りではない。

(1) 非常勤の職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 号）において準用する藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 2 1 号）第 3 条第 7 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

(2) 臨時の職員

2 職員き章は男子職員にあつては襟部に、女子職員にあつては左胸部にこれはい用するものとする。

(取扱い)

第 4 条 職員き章及び職員証は、職員 1 名につき各 1 個（通）その在職中これを貸与する。ただし、貸与を受けた職員き章及び職員証を亡失し、又は甚だしく毀損したとき又は職員証の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、き章の再交付については、その実費を支払わなければならない。

2 職員証の有効期間は、在職中とする。

第 5 条 職員き章及び職員証は、本組合職員に採用等その身分を取得することにより交付し、退職その他の理由により不要となったときは、直ちに返還しなければならない。

2 職員き章は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 14 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第3条の規定を適用する。

別記

き章

直径12mm

職 員 証

表 面

<p>藤井寺市柏原市学校給食組合職員証</p> <p>職員番号：</p> <p>氏 名：</p> <p>生年月日：</p> <p>上記の者は、本組合職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>藤井寺市柏原市学校給食組合 管 理 者</p>	<p>写 真</p> <p>縦 40mm 横 30mm</p>	<p>55mm</p>
<p>85mm</p>		

裏 面

<h4>注 意</h4>
<p>1 この職員証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この職員証は、常時携帯しなければならない。</p> <p>3 この職員証の記載事項に変更があったとき、又は紛失・破損したときは、直ちに届け出なければならない。</p> <p>4 この職員証は、退職その他の理由により不要となったときには、返還しなければならない。</p>